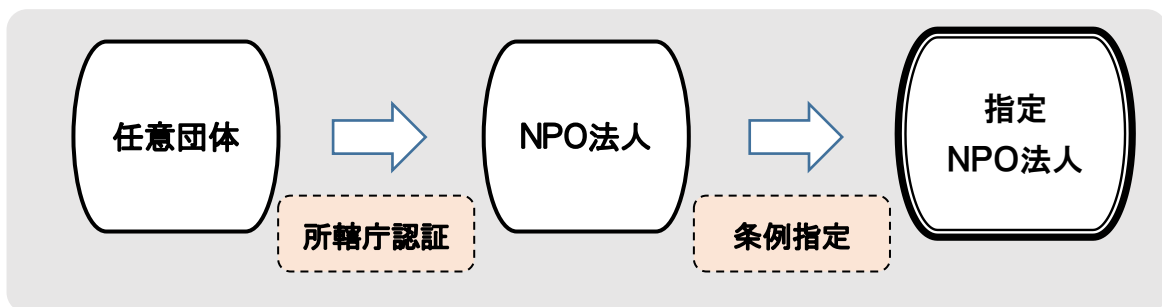


平塚市
NPO法人条例指定制度
申出の手引き

平塚市
令和3年4月

平塚市NPO法人条例指定制度とは？

- NPO法人への寄附を促す制度であり、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること目的としています。
- NPO法人になるためには、所轄庁からの「認証」を受ける必要があります。指定NPO法人になるためには、さらに、一定の要件を満たしたうえで、条例で「指定」される必要があります。



指定NPO法人になることのメリットとは？

●寄附金が集めやすくなります

指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人県民税(4%)、市民税(6%)が寄附金税額控除の対象になり、税制優遇を受けられます。

●認定NPO法人になりやすくなります

指定NPO法人になることで、認定NPO法人制度の公益要件であるPST要件(パブリックサポートテスト)をクリアすることができます。

●社会からの信用が高まります

指定を受けるために、一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

申出ができるNPO法人は？

次のいずれかのNPO法人は、指定の申出をすることができます。

① 神奈川県指定NPO法人

又は

② 神奈川県指定NPO法人になるため、県に申出をしているNPO法人

※平塚市の指定NPO法人になるためには、県の指定NPO法人である必要があるため、県への申出の結果、県指定が取得できなかった場合は、市の指定も取得できません。

申出から指定までの手続き

事前相談

指定の申出をするときは、平塚市(協働推進課)に事前相談をお願いします。

県指定を取得(又は申出中)

県指定NPO法人については、神奈川県(NPO協働推進課[※])に御相談ください。
※TEL:045-312-1121(内線2865~2868)

指定の申出書提出

指定申出書(第1号様式)及び県指定申出時に提出した書類一式の写しを平塚市(協働推進課)へ提出してください。

市議会へ議案提出

平塚市は、法人を条例で指定するために必要な手続き(議案提出)を行います。

市議会可決

指定の通知

平塚市から法人に通知します。

申出・指定の時期と寄附金が控除となる期間

申出時期	指定時期	寄附金が控除となる期間
4月	9月	指定を受けた年の1月1日～5年後の 9月末日
7月	12月	指定を受けた年の1月1日～5年後の12月末日
10月	3月	指定を受けた年の1月1日～5年後の 3月末日
1月	6月	指定を受けた年の1月1日～5年後の 6月末日

※例：令和3年6月の市議会で指定を受けた場合、
控除期間は、令和3年1月1日から令和8年6月30日まで

寄附金控除の仕組み

寄附金控除

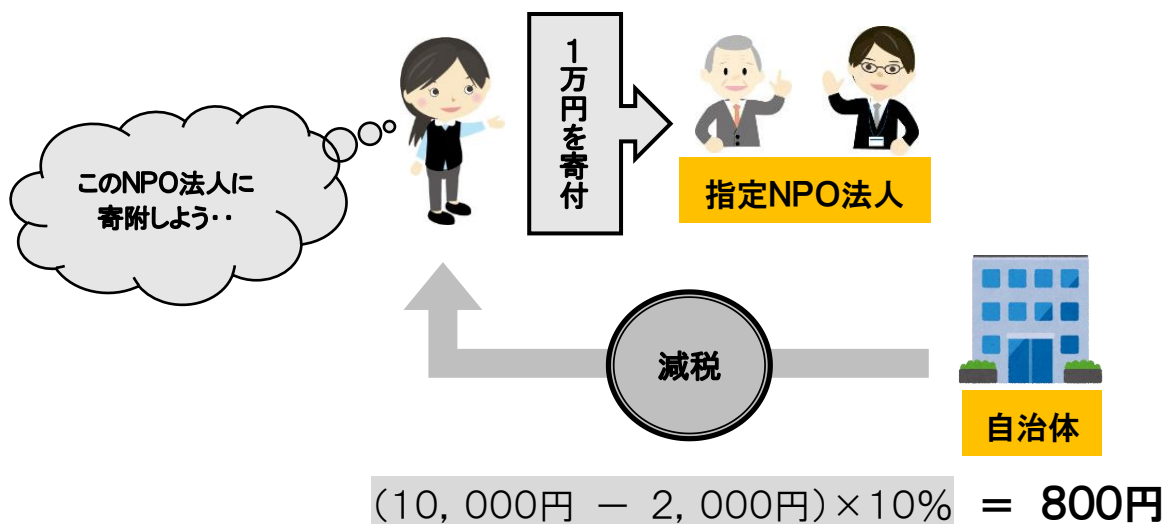
- ・市指定： 2,000円を超えた寄附金の6%が市民税控除の対象となります。
 - ・県指定： 2,000円を超えた寄附金の4%が県民税控除の対象となります。
- 合わせて**10%の寄附金控除**が受けられます。

寄附金控除の計算方法

※寄附金控除には、適用下限額、上限額等があります。

(寄附額 - 2,000円) × 10%(県税分4% + 市税分6%)が減税されます。

例：1万円を寄附した場合 → **税額控除 800円**



指定NPO法人になった後は何かするの？

平塚市に対する手続き

●事業概要報告書の提出

毎年、事業年度終了後、3か月以内に「事業の概要報告書(第5号様式)」を提出してください。(県に提出した報告書の写しでも可)

●指定の更新の申出

指定を受けた後、一定期間(5年)ごとに指定の更新が必要になります。

指定の更新を希望する場合は、「更新申出書(第2号様式)」及び県の指定更新申出時に提出した書類一式の写しを提出してください。

※市の指定更新をするには、県の指定更新をしている必要があります。

個人の寄附者に対する手続き

●「寄附金受領証明書」の発行

寄附者に対し、寄付金控除を受けるための申告に必要な書類として交付します。

※寄附金控除を受けるには、寄附者個人が確定申告をする必要があります。

●寄附者名簿を作成

寄附者の名簿を作成し、5年間は保存してください。

よくある質問

Q1 指定の申出はいつしても良いの？

A1 申出は常時受付けております。

申出の時期により指定の時期が変わります。

Q2 申出に必要な書類はどこで入手できますか？

A2 市ウェブ(下記URL)からダウンロードできます。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page-c_02185.html

お問い合わせ

〒254-8686

平塚市浅間町9-1 平塚市役所本館7階

平塚市 市民部 協働推進課

TEL 0463-21-9618

FAX 0463-21-9756

E-mail kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市NPO法人条例指定制度



http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page-c_02185.html